

茨木市教委

会議開かず議案議決

人事など 教育行政法に違反

大阪府茨木市教育委員会が不定期の教職員人事案件が、長年、慣例として続けられてきた。地方教育行政法（以下「法」と呼ぶ）や契約関係の案件を議決するに当たって、委員長の承認を得る「持ち回り決裁」で議決していたことが、明らかになった。市教委は「法」



大阪ミントの夏合宿で
竜王山、阿武山を走る

開かなかったのは、教職員に急な退職に伴う後任人事や契約関係の案件を議決するに当たって、委員長の承認を得る「持ち回り決裁」で議決していたことが、明らかになった。市教委は「法」

19.9.-9 産 経

持ち回り決裁で議決

茨木市教委「慣例で続けた」

茨木市教育委員会が、「持ち回り決裁」で議決していたことが8日、人事案件などに関し、明らかになった。市教委は「慣例で続けた」として、例として続けられたが、改めて「法」として、市教委にまわす。臨時市議会を開かず、事務局職員が各教育委員の自筆を回すの会議を開かず議決した

と、緊急な案件はいったん同の臨時議会4回と、持ち回り決裁の全臨時議会10回を開いて委員の承認を求めたという。市教委は、「こうした事後承認の手続きを会議規則で定めていなかった。また、03年以降、会議を開いた定例会、臨時会計80

回のうち臨時議会4回と、持ち回り決裁の全臨時議会10回を開いて委員の承認を求めたという。市教委は、「こうした事後承認の手続きを会議規則で定めていなかった。また、03年以降、会議を開いた定例会、臨時会計80

たのは平成15、16年の間に計9回、今年も6月、小学校長の再就職に伴う後任人事で会議を開いたことがなかった。「いすれ」を調整できなかったため」と説明している。市教委は「規則の内容を分理解している」と認めている。